

参考 4. その他配布資料

(1) 依頼文

環 政 計 発 第 1610061 号

平成 28 年 10 月 6 日

各都道府県 環境担当部局長 殿

環境省総合環境政策局環境計画課長

地球温暖化対策の推進に関する法律の施行状況調査について（依頼）

日頃は、地球温暖化対策の推進につきまして、格別の御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、環境省では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号。平成 28 年 5 月改正。以下「温対法」という。）の地域における円滑、かつ、着実な施行に資することを目的として、都道府県、市町村及び特別区並びに地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）を対象として、「地方公共団体実行計画」（温対法第 21 条）の策定状況を始めとする温対法の施行状況について、毎年度、調査を実施しております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、貴都道府県の平成 28 年 10 月 1 日現在の状況に係る調査について、下記のとおり御回答くださいますとともに、貴管内の全市区町村等に対して別紙 1～3 により調査依頼の御連絡をお願い申し上げます。

なお、別紙 2－1、別紙 2－2 のログイン ID 一覧は、総務省の全国地方公共団体コード（平成 28 年 4 月 1 日時点）に基づき作成しております。平成 28 年 4 月 2 日以降に設置、変更（統合・廃止）又は連絡不達などの管下団体がある場合は、下記事務局（調査受託者）まで御連絡ください。

記

1. 調査内容

＜都道府県、市町村及び特別区＞

- ①温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定状況
- ②事務事業における地球温暖化対策に関する事項
- ③区域施策における地球温暖化対策に関する事項
- ④その他の地球温暖化対策に関する事項
- ⑤要望・意見

＜地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）＞

- ①温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定状況
- ②事務事業における地球温暖化対策に関する事項
- ③要望・意見

2. 事前登録・施行状況調査への回答の方法及び期間

- 事前登録
 - ・ 「事前登録ウェブサイト」にアクセスし、必要情報を入力してください。
 - ・ 事前登録期間：平成 28 年 10 月 17 日（月）～10 月 28 日（金）
- 施行状況調査への回答
 - ・ 「施行状況調査ウェブサイト」にアクセスし、回答を入力してください。
 - ・ 施行状況調査回答期間：平成 28 年 11 月 1 日（火）～11 月 25 日（金）

3. その他

- 事前登録や施行状況調査への回答の遅延等を防止するため、上記の各期間の終了前であっても、登録や回答の状況について、調査受託者等から確認・照会をさせていただく場合があります。
- 過去の調査結果は、以下のサイトで御覧になれます。
環境省ホームページ：<http://www.env.go.jp/earth/dantai/index.html>
- 調査結果（回答者情報等は除く。）については、平成 29 年 3 月末に環境省が公表する予定です。

（添付資料）

- ・ 別紙 1 『事前登録の実施について』
- ・ 別紙 2－1 『ログイン ID 一覧（地方公共団体）』
- ・ 別紙 2－2 『ログイン ID 一覧（組合等）』
- ・ 別紙 3 『「地方公共団体実行計画」制度について』

（事務局：調査受託者・問合せ先）

株式会社エックス都市研究所

八百屋・筑・河野

〒171-0033 東京都豊島区高田二丁目 17 番 22 号

電話：03-5956-7519

FAX：03-5956-7523

（環境省担当）

環境省総合環境政策局環境計画課

近藤・酒本

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話：03-5521-8234

FAX：03-3581-5951

以上

(2) 事前登録の実施について

平成 28 年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査

事前登録の実施について

本資料は、「平成 28 年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律の施行状況調査」（以下「本調査」という。）の流れや事前登録の方法等を解説しています。

本調査は、事務的な負担軽減等を目的として、平成 27 年度よりウェブ上で実施しております。事前登録は、本調査に回答いただくに先立つ準備として実施していただくものです。

なお、インターネットの利用環境が整っていない等の理由により、ウェブ上での登録が困難な団体におかれても、Microsoft Word 等の電子ファイルや紙媒体に御記入いただく方式により御回答いただけます。この方式での御回答を希望される場合は、本資料 5 ページ（5. 【Microsoft Word 版】事前登録用紙）を御参照いただき、必ず御回答くださいますようお願い申し上げます。

※ 事前登録に際しては、随時、本資料を参照なさることを推奨いたします。

お問合せ先

事前登録に係る御質問等は、下記の事務局までお問い合わせください。

株式会社エックス都市研究所

施行状況調査事務局：八^や百^お屋^や、筑^{つく}、河^{こう}野

所在地：〒171-0033 東京都豊島区高田二丁目 17 番 22 号 目白中野ビル 6 F

TEL：03-5956-7519

FAX：03-5956-7523

E-mail：ontaiho2016@exri.co.jp

1. 配付資料

- ・別紙 1 『事前登録の実施について』 ※本紙

調査全体のスケジュールや事前登録の方法等を記載しています。

- ・別紙 2-1 『ログイン ID 一覧（地方公共団体）』
- ・別紙 2-2 『ログイン ID 一覧（組合等）』

貴団体のログイン ID を御確認ください。

※過年度（平成 27 年度）調査で使用したログイン ID とは異なりますので御注意ください。

- ・別紙 3 『「地方公共団体実行計画」制度について』

「地方公共団体実行計画」の策定の根拠となる「地球温暖化対策の推進に関する法律」やその平成 28 年改正の概要、「地球温暖化対策計画」における地方公共団体に期待される役割等を解説しています。

2. 調査全体の流れとスケジュール

本調査では、最初に「事前登録」をしていただきます。その後、事前登録していただいた情報に基づいて「調査開始案内メール」をお送りします。「調査開始案内メール」の本文に記載されたURLからログインし、本調査への回答を行っていただくこととなります。

なお、本調査の回答に当たっては、回答手順等を記した文書を「調査開始案内メール」に添付いたしますので、そちらを御参照ください。

調査依頼文を受領

調査依頼文は、環境省から地方環境事務所を経由し、各都道府県に発出しています。市町村（特別区含む。）及び地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）へは、属する都道府県から御連絡があります。

事前登録の実施

本調査への回答に先立ち、地球温暖化対策の御担当部署や基礎情報等を登録していただきます。詳細は、本資料の3ページ以降を御参照ください。

平成 28 年
10 月 17 日

「調査開始案内メール」を受信

平成 28 年 11 月 1 日に、事前登録いただいた E-mail アドレスに本調査の URL やパスワード等を電子メールで送信いたします。

平成 28 年
11 月 1 日

本調査への回答

「施行状況調査ウェブサイト」にて御回答ください。
回答手順の詳細等は、後日送付（調査開始案内メールに添付予定）する文書を御参照ください。

回答期限 平成 28 年 11 月 25 日（金）

平成 28 年
11 月 1 日
～
11 月 25 日

本調査の結果の公表（環境省）

本調査の結果は、環境省ホームページにて公表する予定です。

3. 事前登録にあたっての注意事項等

- ・ 「施行状況調査ウェブサイト」については、パソコンからログイン・入力してください。パソコン以外の機器でご覧になると、文字のサイズやレイアウト等が見にくく、入力しにくい恐れがあります。
- ・ 事前登録に当たっては、登録日時点ではなく、平成 28 年 10 月 1 日時点の「地方公共団体実行計画」の状況を御記入ください。
- ・ 英数字は、半角にて御記入ください。
- ・ ブラウザの「戻る」ボタンは使用しないでください。
- ・ 登録作業の途中でのデータ保存が可能です。
- ・ 都道府県、市町村（特別区含む。）、地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）といった団体の区分によって、御記入いただく内容が異なる場合があります。

4. 事前登録の方法

① 「事前登録ウェブサイト」へのアクセス

※同サイトは、平成 28 年 10 月 17 日（月）午前 10:00 にオープン予定です。

- ブラウザのインターネットアドレス欄に
<https://myvoice-survey.net/ontaiho2016pre/>と入力
（上記アドレスをコピー＆ペーストしていただくと確実です。）



「事前登録ウェブサイト」（マイボイスコム㈱運営サイト）にアクセス
⇒上記サイトにアクセスできない場合は、下記⑥を御覧ください。

※検索エンジンにてキーワード検索されても、上記サイトが検出されない設定になっています。インターネットアドレス欄に直接 URL を御入力ください。



「事前登録ウェブサイト」の最初のページの表示内容を御確認の上、同ページの下部にある「次へ」ボタンを押してください。

② 調査内容の事前把握用文書のダウンロード

- 今回の調査内容を事前把握いただけます。必要に応じてダウンロードして御参照ください。

<ダウンロードいただける文書>

- ・ 平成 28 年度調査票（都道府県及び市町村（特別区含む。）用）
- ・ 平成 28 年度調査票（地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）用）
- ・ 設問番号対応表

※上記の平成 28 年度調査票は、調査内容を事前に把握されることで、後日の回答に向けた準備等に御活用いただくためのものです。回答用ではございませんので御注意ください。

③ 「事前登録ウェブサイト」へのログイン

- 「事前登録ウェブサイト」へのログインには、各団体に固有に割り当てられたログイン ID が必要です。

【ログイン ID とは】

別紙 2-1、別紙 2-2 の「ログイン ID 一覧」に記された各団体固有の 5 桁（都道府県及び市町村（特別区含む。）又は 6 桁（地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合））の数字から成るログイン ID を御確認ください。

【リストに掲載がされていない場合】

「ログイン ID 一覧」に掲載がされていない団体においては、ID 記入欄の下の「ログイン ID 一覧にログイン ID が設定されていない」をチェックしてください。

平成 28 年 11 月 1 日に事務局から送信する「調査開始案内メール」にて、本調査用のパスワード等をお知らせします。

④ 事前登録データの入力

- 画面に表示される設問に沿って、必要な情報を入力してください。
- 入力を終わられたら、最終ページの下部にある「次へ」ボタンを押してください。
- 入力内容の確認ページに移動しますので、御入力いただいた内容を御確認ください。
- 修正が必要な場合は、「戻る」ボタンを押して前のページに戻ることができます。

⑤ 事前登録の完了

- 登録内容が確定しましたら、ページの下部にある「印刷」ボタンを押して、確認ページを印刷の上、「完了」ボタンを押してください
- 印刷なさらない場合であっても、一度「印刷」ボタンを押して、印刷設定画面をキャンセルしてから「完了」ボタンを押してください。
- 事前登録は、以上で完了となります。

※「完了」ボタンを押されますと、その後の修正及び印刷ができません。「完了」ボタンを押される前に、登録内容を御確認ください。
※事前登録完了の確認メールは送信されません。
施行状況調査の開始日（平成 28 年 11 月 1 日）に「調査開始案内メール」が送信されます。

⑥ 「事前登録ウェブサイト」にアクセスできない場合

- 「事前登録ウェブサイト」は、入力情報を暗号化して安全に送信いただくため、SSL対応を行っています。アクセスに際してエラーが発生する場合は、以下の対応をお願いいたします。
 - アクセス制限の解除・・・貴団体において上記ウェブサイトへのアクセス制限がかかっている可能性があります。貴団体のシステム管理者に依頼し、上記ウェブサイトへのアクセス制限を解除してください。
 - 上記の対応を行ってもエラーが発生する場合は、Microsoft Word 版による登録を行っていただきますので、次ページの（5. 【Microsoft Word 版】事前登録用紙）を御参照ください。



【Microsoft Word 版】事前登録用紙に御記入いただきましたら、事務局宛に電子メール（ontaiho2016@exri.co.jp）または FAX（03-5956-7523）で御送信ください。

※事前登録ウェブサイトはマイボイスコム㈱が管理していますが、御不明な点などございましたら、株式会社エックス都市研究所 施行状況調査事務局にお問い合わせください。

5.【Microsoft Word 版】事前登録用紙

(※ ウェブ上で事前登録ができない方はこちら)

ウェブ上で事前登録ができない方は、以下の事前登録用紙に御記入いただき、電子メール (ontaiho2016@exri.co.jp) または FAX (03-5956-7523) で事務局まで送信してください。
黄色の欄 に所定の事項を御記入ください。

<表記について>

- 温対法・・・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号）
※同法は、平成 28 年 5 月に改正され、施行されています。本調査は、改正後の条文に対応しています。
- 実行計画（事務事業編）・・・地方公共団体実行計画（事務事業編）
○実行計画（区域施策編）・・・地方公共団体実行計画（区域施策編）

1. 基礎情報

Q1-1. 貴団体に割り当てられたログイン ID を御記入ください。

ログイン ID（5桁又は6桁）	
※ログイン ID 一覧にログイン ID が設定されていない場合は、右欄に○を入れてください。	

Q1-2. 貴団体に該当する分類について、あてはまるものを下の選択肢の中からお選びください。

回答	
	1 都道府県
	2 政令指定都市
	3 中核市
	4 施行時特例市
	5 特別区
	6 人口 10 万人以上であって、上記 2～4 以外の市町村
	7 人口 3 万人以上 10 万人未満の市町村
	8 人口 1 万人以上 3 万人未満の市町村
	9 人口 1 万人未満の市町村
	10 地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）

Q1-3. 貴団体の名称等について御記入ください。

都道府県名		複数の都道府県から構成される地方公共団体の組合につきましては、全ての都道府県名を選択ください。 複数の市区町村から構成される地方公共団体の組合につきましては、全ての市区町村名を御記入ください。
市区町村名		
地方公共団体の組合名称		

地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）の御担当者のみ御記入ください。

Q1-4. 後日の本調査に御回答なさる（予定の）御担当者又は事務局からの問合せに御対応いただける方の情報を御記入ください。

所属部（局）課係名			
電話番号		内線番号等	
E-mail アドレス (E-mail アドレスは、1つの欄に 1つずつ御記入ください)	(御回答者の専用アドレス)		
	(担当部（局）課係の共有アドレス)		
御回答者名			

2. 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況

<※重要なお知らせ>

実行計画（事務事業編）は、温対法第21条第1項に基づき、全ての都道府県及び市町村に策定が義務付けられています。また、特別区、一部事務組合及び広域連合も、地方自治法に基づき、温対法第21条第1項が準用されるため、策定が義務付けられています。

○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日法律第117号）

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～12 （略）

○地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）

（市に関する規定の適用）

第283条 （略）

2 他の法令の市に関する規定中法律又はこれに基づく政令により市が処理することとされている事務で第281条第2項の規定により特別区が処理することとされているものに関するものは、特別区にこれを適用する。

3 （略）

（普通地方公共団体に関する規定の準用）

第292条 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。

Q 2－1. 平成 28 年 10 月 1 日現在における最新の実行計画（事務事業編）を策定・改定した時期について、下の選択肢の中からお選びください。

回答		0	過去に一度も策定したことがない
		1	平成 25 年 3 月 31 日以前
		2	平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 10 月 1 日までの間
		3	平成 27 年 10 月 2 日から平成 28 年 5 月 12 日までの間
		4	平成 28 年 5 月 13 日から平成 28 年 10 月 1 日までの間

Q 2－2. 平成 28 年 10 月 1 日現在における最新の実行計画（事務事業編）に係る今後の予定について、下の選択肢の中からお選びください。

回答		0	過去に一度も策定したことがなく、平成 28 年 10 月 1 日以降も策定する予定はない
		1	過去に一度も策定したことがないが、平成 28 年 10 月 1 日以降に策定する予定がある
		2	現在、計画期間中であり、平成 28 年 10 月 1 日以降に改定する予定はない
		3	現在、計画期間中であり、平成 28 年 10 月 1 日以降に改定する予定がある
		4	既に計画期間を経過しているが、平成 28 年 10 月 1 日以降に改定する予定はない
		5	既に計画期間を経過しており、平成 28 年 10 月 1 日以降に改定する予定がある

3. 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況

※都道府県、市町村及び特別区の方のみ御回答ください。

<※重要なお知らせ>

実行計画（区域施策編）は、温対法第 21 条第 3 項に基づき、全ての都道府県、指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）に策定が義務付けられています。また、政府の「地球温暖化対策計画」（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）において、その他の市町村についても策定に努めることが求められています。

○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号）

（地方公共団体実行計画等）

第 21 条 1・2 （略）

- 3 都道府県並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市及び同法 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。
- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
 - 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
 - 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
 - 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）第 2 条第 2 項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第 1 項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

○地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）（抜粋）

第 3 章 目標達成のための対策・施策

第 1 節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

2. 「地方公共団体」の基本的役割

（1）地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進

地方公共団体は、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を推進する。例えば、再生可能エネルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーの推進、低炭素型の都市・地域づくりの推進、循環型社会の形成、事業者・住民への情報提供と活動促進等を図ることを目指す。

都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市は、本計画に即して、地方公共団体実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画（以下「地方公共団体実行計画区域施策編」という。）を策定し実施する。また、その他の地方公共団体も、地方公共団体実行計画区域施策編を策定し実施するよう努める。

Q3-1. 平成28年10月1日現在における最新の実行計画（区域施策編）を策定・改定した時期について、下の選択肢の中からお選びください。

回答		0	過去に一度も策定したことがない
		1	平成25年3月31日以前
		2	平成25年4月1日から平成27年10月1日までの間
		3	平成27年10月2日から平成28年5月12日までの間
		4	平成28年5月13日から平成28年10月1日までの間

Q3-2. 平成28年10月1日現在における最新の実行計画（区域施策編）に係る今後の予定について、下の選択肢の中からお選びください。

回答	
0	過去に一度も策定したことがなく、平成28年10月1日以降も策定する予定はない
1	過去に一度も策定したことがないが、平成28年10月1日以降に策定する予定がある
2	現在、計画期間中であり、平成28年10月1日以降に改定する予定はない
3	現在、計画期間中であり、平成28年10月1日以降に改定する予定がある
4	既に計画期間を経過しているが、平成28年10月1日以降に改定する予定はない
5	既に計画期間を経過しており、平成28年10月1日以降に改定する予定がある